

弥富市分別収集計画

令和4年6月30日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済や市民一人ひとりのライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市の廃棄物処理は、八穂クリーンセンター（海部地区環境事務組合）により中間処理、処分を行っており、また最終処分場については、平成13年度より供用を開始しているが、ごみ処理費用の削減や最終処分場の延命のため、ごみ減量化・資源化事業を展開し現在に至っている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制と再資源化を主とした循環型社会の構築
- ② 市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化・資源化の推進
- ③ 市民・事業者の3Rの取組に向けた広報啓発、情報提供等の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	463t	465t	464t	464t	464t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、当市衛生委員による普及啓発活動を促進するとともに、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

職員によるごみの減量化の出前講座で自治会やその他各種グループからの要請に応じ、ごみ減量化やリサイクルなどのごみ問題について、市の取り組みを説明し協力を求める。

また、ごみ処理施設の見学会などを通じ、市民、事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理に要する経費の増大等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 資源回収団体への支援

子供会や自治会など登録団体が資源回収業者と協力して取り組む資源回収活動に対して奨励金の交付を行う。

(3) 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

(4) 販売包装の有料化、買い物袋の持参運動の推進

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

また、リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用や販売を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、弥富市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトルキャップ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	66 t		68 t		70 t		72 t		74 t	
主としてアルミ製の容器	9 t		9 t		9 t		9 t		9 t	
無色のガラス製容器	(合計) 78 t		(合計) 75 t		(合計) 72 t		(合計) 69 t		(合計) 66 t	
	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 78 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 75 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 72 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 69 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 66 t
茶色のガラス製容器	(合計) 65 t		(合計) 63 t		(合計) 61 t		(合計) 59 t		(合計) 57 t	
	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 65 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 63 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 61 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 59 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 57 t
その他のガラス製容器	(合計) 36 t		(合計) 37 t		(合計) 38 t		(合計) 40 t		(合計) 42 t	
	[引渡数量] 30 t	[独自処理数量] 6 t	[引渡数量] 31 t	[独自処理数量] 6 t	[引渡数量] 32 t	[独自処理数量] 6 t	[引渡数量] 34 t	[独自処理数量] 6 t	[引渡数量] 36 t	[独自処理数量] 6 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4 t		4 t		4 t		4 t		4 t	
主として段ボール製の容器	170 t		173 t		173 t		173 t		173 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 0 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 0 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 0 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 0 t	[引渡数量] 0 t	[独自処理数量] 0 t

主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	（合計） 34 t		（合計） 35 t		（合計） 36 t		（合計） 37 t		（合計） 38 t	
	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 34 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 35 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 36 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 37 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 38 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	（合計） 1 t		（合計） 1 t		（合計） 1 t		（合計） 1 t		（合計） 1 t	
	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 1 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 1 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 1 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 1 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 1 t
	（うち 白色トレイ） （合計） 0 t		（合計） 0 t		（合計） 0 t		（合計） 0 t		（合計） 0 t	
	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 0 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 0 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 0 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 0 t	[引渡]量 0 t	[独自処理]量 0 t

※海部地区環境事務組合を通じて引渡し

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

× （平成30年度～令和3年度の）平均増減率

なお、人口変動率は、令和3年3月策定の「弥富市人口ビジョン」による人口推計に基づき、次のとおり設定した。

9-1 人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
42,755 人 (対前年度比) 97.57%	42,653 人 (対前年度比) 99.76%	42,551 人 (対前年度比) 99.76%	42,410 人 (対前年度比) 99.67%	42,269 人 (対前年度比) 99.67%

9-2 平均増減率

	平均増減率
主としてスチール製の容器	103.7 %
主としてアルミ製の容器	95.0 %
無色のガラス製容器	96.2 %
茶色のガラス製容器	97.7 %
その他のガラス製容器	104.3 %
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	95.0 %
主として段ボール製の容器	95.0 %
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	104.3 %
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	104.3 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や子供会等の市民団体による集団回収が進んでいるアルミ製容器等については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、缶（スチール・アルミ）、飲料用紙パック、段ボール、ペットボトル、ペットボトルキャップについては委託業者による収集・運搬、再生工場への搬入を、ガラスびんについては、委託業者による収集・運搬及び当市のリサイクル施設（ストックヤード）で選別・保管を基本とする。

12 ~~その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項~~

分別収集計画が実効あるものにするため、次の取り組みを進める。

- （1）分別収集を円滑かつ効率的に進めていくために、地域ごとに衛生委員を置き、分別収集の区分や基準が守られるよう普及啓発及び指導を行う。
- （2）自治会や子供会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付を行う。
- （3）店舗で行われる資源物の店頭回収などのリサイクル活動、再利用可能な不用品のフリーマーケット、リサイクルショップなどによるリユースを推進する。